

清涼飲料水自動販売機設置に係るコンペティション参加説明書

鳥取県消防防災航空センター

1 設置概要

(1) 設置販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（缶、紙パック等密閉容器のものに限る。）

(2) 設置場所及び設置台数等

鳥取県消防防災航空センター事務所敷地内 1 台

（別図及び別紙設置概要を参照）

(3) 設置期間

平成 28 年 10 月 28 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2 自動販売機設置に伴う必要経費

自動販売機業者は、下記の経費を負担すること。

(1) 行政財産使用料

鳥取県行政財産使用条例（昭和 39 年鳥取県条例第 7 条）に定める使用料

(2) 電気使用料金

県の算出する電気料金（自動販売機の想定使用電気量に電気単価を乗じたもの）

(3) その他

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用
- ② 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等
- ③ 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物の使用済容器の処分

3 コンペティションの参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28 年 9 月 26 日から平成 28 年 10 月 28 日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

4 提案書等提出書類

(1) 提案書

別紙様式第 1 号により作成すること。

(2) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

(3) 納税証明書

法人税、個人事業税、消費税、県税等

(4) その他

設置自動販売機のパンフレット等

5 提案書等の提出方法

4に定める提案書等を（１）の期間中に（２）の場所に持参すること。

（１）提出期間

平成28年9月26日（月）から平成28.年10月12日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとする。

（２）提出場所

〒680-0941

鳥取市湖山町北四丁目344-2

鳥取県消防防災航空センター

電話 0857-38-8125

ファクシ 0857-38-8127

6 審査方法及び審査結果の通知

提出された提案書を、関係機関から選出された職員が審査し、最も優れた提案書を提出した者を自動販売機設置業者とする。

なお、審査結果は、提出期間の最終日から起算して7日以内に文書で参加者に通知する。

7 主な審査基準

- （１） 売り上げに対する県に支払う取扱手数料の額
- （２） 販売清涼飲料水の種類及び金額
- （３） 販売品の補充、ごみの回収等、通常業務の対応体制
- （４） 故障等の緊急時の体制、節電・省エネ機能（対策）
- （５） 災害対応、県内での社会貢献 など

8 契約の締結

6の審査により設置業者と決定した者は、通知の日から10日以内に別紙（様式第2号）により契約を締結するので、その内容を確認しておくこと。

なお、本契約に伴う契約保証金は免除とする。

9 本書に対する問い合わせ先

鳥取市湖山町北四丁目344-2

鳥取県消防防災航空センター（担当：和田）

電話 0857-38-8125

ファクシ 0857-38-8127

10 その他

- （１） このコンペティションへの参加に要する一切の経費は、提案者の負担とする。

- (2) 今回設置する自動販売機は、設置者において直接管理することとし、苦情、つり銭切れ等に迅速かつ適切に対応すること。
- (3) 自動販売機設置に伴う空き缶等のゴミは、設置業者で回収し、及び処分すること。
- (4) 販売する清涼飲料水については、需要に応じた対応を行い、内容の変更は県の承認を受けること。
- (5) 設置した自動販売機により、県又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、損害を賠償すること。
- (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令を遵守すること。
- (7) 提案書等提出書類は本コンペティションのみに使用するものであり、他の目的に使用することはない。
- (8) 提案書等の提出書類の返却は行わない。
- (9) 書類提出後の追加・修正は受け付けない。